様式第7号(第12条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

命令書

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| 　法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地 |

　あなたは、出雲市飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例第8条第1項(第2項)の規定に違反する行為を行ったので、下記のとおり原状回復するよう命じます。

記

　1　違反行為日時　　　　年　　月　　日　　時　　分頃

　2　違反行為場所　　出雲市　　　　　　町

　3　対象違反行為　　□　飲料容器及び吸い殻等の投棄

　　　　　　　　　　 □　飼い犬のふんの放置

　4　期限　　　　年　　月　　日　　時　　分まで

職名

命令者

氏名　　　　　　　　　　㊞

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔参考〕

出雲市飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例(抜粋)

　第8条　何人も、飲料容器及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

　2　飼い主は、飼い犬を自己が所有し、又は管理する土地以外へ連れ出す場合は、そのふんを放置してはならない。

　第20条　市長又はその職員は、第8条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命ずることができる。

　2　(略)

　第27条　市長は、第20条第1項の規定による命令に違反した者に、2万円以下の過料を科する。